HARMONY 社会保険労務士法人 ハーモニー
2026 年 2 月　特定社会保険労務士　徳永康子
ハーモニーNEWS Vol.148
法人HP https://www.sr-harmony.jp/
年金HP https://www.nenkin-omakase.jp/

★健保料率下げへ 200 億円

厚労省は主に大企業の従業員が入る健康保険組合の保険料引き下げに向け、2026 年度から 200 億円の国費を投入する。現役世代の負担を軽くし、財政基盤の弱い健保組合の解散を防ぐ。中小企業が中心の協会けんぽの決算余剰金を原資にあてる。

健康保険組合連合会は難病の治療などで高額な医療費が生じた健保組合を支援する交付金事業を手掛け、24 年度と 25 年度は国が年 100 億円を出している。政府は時限措置として、26 年度の厚労省の予算案に料率引き下げへの 200 億円を追加した計 300 億円を計上。恒久支援ではなく時限措置とする。

★国保料、加入時納付促す

厚労省は 2025 年 10 月、外国人らに国保料を前納させることができるよう、条例の改正案などを全国の自治体に示していた。

外国人の国民健康保険料の未納率が高い問題を受け、新宿区は全国に先駆け、2026 年度から国保料の前納制を導入する。加入手続き時に、1 年分をまとめて納付するように外国人らに促す。翌年度以降の納付忘れを防止するため、口座振替も推奨する。

新宿区には留学生ビザで居住する外国人が多く、人口に占める外国人比率は 13.5%と東京都で一番多い。新宿区内の国保の日本人を含む収納率は 73.1%、外国人は 52.7%と低い。

★正社員の待遇下げはダメ

非正規社員の待遇改善を目的とした厚労省の新しい「同一労働同一賃金ガイドライン」で支給を考慮すべき各種手当などが 10 月に大幅拡充する予定。基本的に近年の最高裁判例をなぞった拡充だが、正社員の手当をカットして非正規社員とつり合わせる手法を否定するなど最高裁の判断に異を唱えた点が目を引く。

非正規社員は 2024 年に 2126 万人と全労働者の 37%を占め、20 年施行のパートタイム・有期雇用労働者と労働者派遣法は正規・非正規間の不合理な待遇差を禁じ、5 年後に見直す定めがある。

★労災遺族年金男女差解消へ

遺族年金の男女差は解消されたが、労災の遺族年金の男女差の解消はまだだ。現在は労災遺族への遺族補償年金を受け取るのが夫か妻かで支給要件が異なる。

労働災害で亡くなった労働者の収入で生計を維持していた配偶者や子は遺族補償年金を受け取れる。妻が受け取る場合は何歳でも可能だが、夫は妻の死亡時に 55 歳以上か一定の障害があることが要件となっている。法改正後は夫や子でも受け取れるようにする。

また、農林水産業の事業者も強制適用の対象とする。現在は、個人事業主で常時雇用が 5 人未満の場合など、一定規模未満の農林水産業は任意加入としている。改正により、新たに 12 万の事業者が保険に加入するとみられる。

フリーランスや一人親方と言った個人事業者が労災保険に特別加入する際の受け皿となる「特別加入団体」についても通知で定めていた要件を法令で定める。

【報告書のポイント】

遺族補償年金

- 夫が受け取る場合は 55 歳以上か一定の障害があるとの要件撤廃を要請
- 55 歳以上か一定の障害がある妻のみ支給額を上乗せする特別加算の廃止を求める

労災保険

- 農林水産業の事業者を新たに強制適用の対象に
- 脳・心臓・精神の疾患、石綿由来の疾病の場合は消滅時効を 2 年から 5 年に延長

椿（つばき）